

図1 OTC 医薬品適正使用のための流れに沿った調査項目

## 海外におけるOTC医薬品の分類及び販売方法

	分類		医薬品の例	販売形態	情報提供・販売を行う 資格者等	インター ネット販 売
アメリカ	非処方箋医 薬品	濫用の恐れの ある成分 <sup>1)</sup>	プソイドエフェドリン、エ フェドリン等含有製剤	薬局、一般小売店 (条件付き)	薬剤師,薬剤師イン ターン <sup>2)</sup>	可(条件 付き)
		上記以外	解熱鎮痛薬、胃腸薬、禁煙補 助薬など	薬局、 一般小売店	-	可
イギリス	薬局販売医薬品	濫用の恐れの ある成分	プソイドエフェドリン、コデ イン含有咳止めなど	薬局	薬剤師又は薬局助手 <sup>2)</sup> (購入者が妊婦等の場合 は薬剤師が販売)	可
		上記以外	解熱鎮痛薬、鎮咳薬など	来吗		
	自由販売医薬品		少包装の解熱鎮痛薬 <sup>3)</sup> 、胃腸薬、抗ヒスタミン薬など	薬局、 一般小売店	_	可
オーストラリア	薬局薬剤師販売医薬品4)		喘息薬、プソイドエフェドリ ン含有製剤、緊急避妊薬など		薬剤師	可(条件 付き)
	薬局販売医薬品		抗ヒスタミン薬、解熱鎮痛薬、 H2ブロッカーなど	薬局	薬剤師、その他薬局の 従事者(薬局アシスタ ントなど)	可
	自由販売医薬品		ビタミン、ミネラル、ハーブ、 少量の解熱鎮痛薬など	薬局、 一般小売店 <sup>5)</sup>	_	可

- 1) コデインは処方箋医薬品 2) 薬局に在勤している薬剤師の監督下 3)例: バラセタモール 16カブセルまで 4) 濫用の恐れのある一部の成分含むPoisons Standard(国が定めた規制)による管理あり 5) 小売店販売のライセンスのみ

## 表 1 B

## 海外におけるOTC医薬品の分類及び販売方法

	分類		医薬品の例	販売形態	情報提供・ 販売を行う 資格者等	イン ター ネット 販売
韓国	一般用医薬品	薬局のみ	総合感冒薬、解熱鎮痛薬、胃腸薬など	薬局	薬剤師	不可
		安全常備医薬品	少量の解熱鎮痛薬、少量の消化剤な ど <sup>1)</sup>	24時間年中無休の店舗 <sup>2)</sup>	-	不可
ス ウェー デン	非処方箋医 薬品	薬局のみ 解熱鎮痛薬、抗アレルギー剤、風邪 薬等		薬局	薬剤師	可
		薬局以外で販売 可能	少包装の解熱鎮痛薬、胃腸薬など3)	一般小売店4)	_	可
(参考) 日本	要指導医薬品		イトプリド、プロピベリン、ベポタ スチンなど	薬局、 店舗販売業	薬剤師	不可
	第一類医薬品		解熱鎮痛剤、H2ブロッカー、毛髪用 薬など		薬剤師	可
	第二類・第三類	濫用等のおそれ のある医薬品	プソイドエフェドリン、エフェドリン、 コデイン等含有製剤 <sup>5)</sup>	薬局、 店舗販売業、 配置販売業	薬剤師又は	可
	医薬品	上記以外	総合感冒薬、胃腸薬、抗ヒスタミン 薬など	<b>30</b> 3213	登録販売者	

- 1) 1回に1包装単位だけ販売可能、12歳未満の子供には販売不可4薬効群13品目のみ2) 地方自治体に登録した安全常備薬販売者の登録基準の一つ3) 副作用、誤服用を防ぐためにパーケージサイズを下げるよう指示あり。300品目程度あり4) 要登録、地方自治体に手数料を毎年払って、監査を受ける必要あり5) 2023.4 から 該当する成分を含有する製品はすべて対象となり、販売制限あり